

## 平成20年度 第1回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成20年5月28日（水） 午後4時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

佐藤久夫、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、吉澤順、宮地幸、  
町田睦子、吉村輝秋、浅見スジ子、桑田智、河井文、鈴木一成

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部参事、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、  
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課長補佐、志摩主任、大木事務職員、  
株式会社生活構造研究所

■ 議 事

1 開会

2 議事

- (1) 会議録について
- (2) 府中市福祉計画検討協議会の報告について
- (3) 府中市障害者計画の素案の構成について
- (4) 府中市障害者計画の理念について
- (5) 府中市障害者計画の施策体系について
- (6) 平成20年度スケジュールについて
- (7) 次回日程について
- (8) その他

■ 資 料

資料1 第4回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 「府中市障害者計画の考え方と施策の方向(素案)」の構成案

資料3 府中市障害者計画 理念の検討

資料4 府中市障害者計画 施策体系の検討

資料5 府中市福祉計画改訂スケジュール（平成19年度～平成20年度）

参考資料 第5次府中市総合計画後期基本計画（平成20年度から平成25年度）にお  
ける障害者関連施策

当日配布資料 府中市障害者計画推進協議会委員名簿

当日配布資料 府中市障害者計画推進協議会ワーキンググループ（案）（委員作成）

## 1 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。まずお手元の資料のご確認をさせていただきます。委員に1名交代がありましたので自己紹介させていただきます。

委員：4月1日に山内委員から引き継いだ吉村と申します。府中の職業安定所で障害者雇用を担当しております。

## 2 議事

### (1) 会議録について

会長：前回の計画の考え方を活かしながら、よいものを作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。前回議事録につきましては、事前に皆様に郵送したものを、個人名を委員という表記にしております。これでよろしければ市ホームページ、市立図書館等で情報を公開させていただきたいと存じます。

(異議なし)

会長：ありがとうございます。特に異論は無いようですので、ホームページ、図書館等で公開するということをお願いします。

### (2) 府中市福祉計画検討協議会の報告について

会長：4月に福祉計画全体の親委員会が開催されました。そこで議論をし、各分野の実態、課題を出し合いました。重度心身障害や高次脳機能障害、災害時要援護者対策などの問題も議論されました。また、地区別の計画作りの必要性やふれあい会館のことなども話し合われました。障害者についての議論は、整理して次回に紹介いたします。

本日は素案の構成、理念、施策体系を中心に検討していただきたいと思います。

### (3) 府中市障害者計画の素案の構成について

会長：それでは、議事3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料2について説明)

会長：何かご意見はありますか。特にないようであれば、この構成でつくるということにして、中身の議論に時間を使いたいと思います。

### (4) 府中市障害者計画の理念について

会長：それでは、議事4について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料3について説明)

- 会 長：現在の障害福祉計画を策定してから2年しか経っていないのでそのままいいというのが事務局の考え方のようですが、いかがでしょうか。以前から参加されている委員の方で、この間の変化について何かご説明いただけますか。
- 委 員：基本的には事務局案でよいと思いますが、最近の傾向として「自立」ということがサービスを受けないことと考えられてしまう傾向があります。「自立した暮らし」をどういうものとしてイメージするのか、サービスを受けながら暮らしていくということがきちんと伝わる必要があります。「自立」についてこれまでどういう議論がされてきたか整理する必要があります。
- 委 員：「自立」という言葉にはこだわりがあります。障害福祉計画の理念・視点はよくできていると思いますが、これと障害者計画の理念は同じということによいのですか。2ページの「同性の」という言葉は、はずしたほうが良いのではないのでしょうか。3ページの「(4) サービス水準の堅持」の説明文について、計画に載せるのだとしたら、「サービス水準を堅持することを目指します」ではなく、「堅持します」と言い切って欲しいと思います。
- また、1ページの基本理念はすばらしいと思います。ただ、「市民すべてが安心して・・・」となっていますが、最もつらい人が優先されるべきだと思います。そのため、例えば「最もつらい思いをしている人こそ安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」というような表現にしてはいかがでしょうか。
- 事 務 局：理念については2年前に当時の協議会の委員がお決めになったものを使っています。文章の中身についてはぜひご提案いただきたいと思います。できれば今の時代に合ったものにしたいと思います。また、視点についてもご意見をいただきたいと思います。
- 会 長：平成11年、18年の計画には「自立」という言葉があり、平成15年の計画にはないようですが、何故ですか。
- 事 務 局：平成15年の計画は「福祉計画」であり、障害者福祉分野のほかに、地域福祉、高齢者福祉、子育て支援の分野も含まれます。そのため、「自立」という言葉が抜けてしまったのかと思います。
- 会 長：「同性の」という言葉はあまり使われなないと思いますが、女性障害者特有の問題も見てほしいということでしょうか。
- サービス水準で「目指します」となっているのは、自立支援法でサービスを減らされるということへの心配があったからだと思いますが、「従来の」がいつをさすのかを明確にし、「目指します」を「堅持します」にして欲しいと思います。
- 鈴木委員からご提案のあった「最もつらい・・・」は書き方が難しいですね。基本視点で何か書き込めるとよいと思います。
- 委 員：「同年代の」「同性の」という表現には違和感があります。「年齢や性別に配慮しながら」という言い方のほうがよいと思います。「サービス水準の堅持」については、福祉水準が低下する中では精一杯の言い方だったかと思います。

また、「増加している自殺」とありますが、現在は増加というより、高水準を維持しています。また、「全ての障害のある人が一人も欠けることのない」という表現は少しくどい気がします。

会 長：いろいろとご意見をいただいて、理念・視点については、次回までに正副会長、事務局で調整したいと思います。

委 員：「自立」という言葉は必要だと思います。精神障害者は親に依存しなければならないことが多いので、自立する希望につながると思います。計画には親への依存からどのように自立していくのかがわかるようにして欲しいと思います。

会 長：家族依存の問題を基本視点で取り上げてよいかもしれません。

委 員：以前この理念について検討した時には、「同性の」について議論はありましたか。また、「全ての障害のある人が一人も欠けることのない」という表現は少しくどいかもしれませんが、こだわりがあったと思います。障害があるのにサービスを受けられない人、高次脳機能障害、難病患者は増えています。「障害者手帳の有無に関わらず」という表現はすばらしいと思います。

委 員：以前は、とくに「同性の」という表現について、取り上げて議論していないと記憶しています。

事 務 局：「同年代、同性」という表現は、健常者と同じにということを強く言いたかったから追加したと思います。障害福祉計画は自立支援法に基づき、数値目標を設定する計画ですが、「全ての障害のある人が一人も欠けることのない」という表現は、日常生活に支障のある人すべてを対象にするという意味をこめたものです。障害福祉計画は、すべての市民のためになる計画であるということです。

委 員：「目指すものです」は「実現します」というように、実行することを明示してもらいたいと思います。

会 長：なかなか難しいところですね。一部に「目指します」という表現が残るのはやむをえないのではないかと思います。できるだけ「やる」と表現する方向で、次回までに正副会長、事務局で調整いたします。

基本視点（２）～（５）については、３年間で進んだか評価できるようになっています。その評価を行える資料を事務局から提出していただければと思います。

## （５）府中市障害者計画の施策体系について

会 長：それでは、議事５について、事務局から説明をお願いします。  
（事務局から、資料４について説明）

会 長：重点施策は４項目ですか。

事 務 局：右側も含めて７項目です。

会 長：４＋３で７項目ということですね。

事 務 局：右側は新規施策と他分野との調整が必要なものです。

委 員：「障害者施設の地域への開放」とはどのような意味ですか。

事務局：障害者施設が地域活動に積極的に参加していくなどして、地域との交流を図るという事です。

委員：この議論は新体系の施策の表現がこれでよいかという議論ですか。

会長：体系と施策の全体像についてです。

委員：「移動、移送サービスの充実」は賛成ですが、表現があいまいだと思います。公共交通機関のことなのか車いす福祉タクシーのことなのか、明確にしないと言葉だけで終わってしまいます。重度の方に今一番求められているのは、ドア・ツー・ドアで対応できる車いす福祉タクシーです。車いす福祉タクシーは数が少ないうえ、高額であり、重度障害の人はなかなか外出できないという現実があります。以前は、車をお持ちの方はヘルパーさんに運転していただくということができたのですが、今はそれもできません。

会長：施策体系については、次回までに細かい内容を追加します。鈴木委員のご意見は「4（2）バリアフリーの推進」の中で具体的に記述していくと思います。

事務局：以前、委員の皆様には福祉計画の障害福祉分野の抜粋をお渡ししましたが、その資料とつき合わせてみていただければ、細かい内容もわかると思います。前回の計画で車いす福祉タクシーについては具体的に触れています。今回は施策や方針についてご議論いただけるとありがたいと思います。

委員：相談体制にはどのようなことがあるのですか。また重点施策はどのように決めたのですか。

事務局：障害者自立支援法の中で相談の充実が謳われています。相談ニーズは多様化しており、三障害が一緒に相談できるしくみが必要です。

委員：7つの重点施策について、いきさつを教えてくださいたいと思います。

事務局：「相談体制の充実」は、ただ今説明したとおりです。「サービス提供に携わる事業所・人材の育成」は、アンケート結果では、施設の運営上の不安で「サービスに見合う収益が見込めるか」、「人材の確保・育成」、「十分な利用者が見込めるか」が多くあげられています。また、障害者自立支援法により、施設の収入が下がったことで、施設やサービス事業所では、離職も問題となっています。そのため、重点施策としました。「一般就労への支援」については、障害者自立支援法で中で就労支援に力を入れていくことになっています。「作業所などの就労機能の強化」については、新体系移行への方策、また、その後の運営も課題となります。「地域での住まいの確保」は、障害のある方が地域でアパートを借りたり、病院から退院などの地域移行で住まいの確保が必要になっているということがあります。「災害時要援護者支援」は、本協議会でもご意見をいただいておりますが、障害のある方の不安を軽減しなければいけないと考えています。「高次脳機能障害・発達障害のある人への支援」は、今までサービスの狭間におかれていたということでご意見もいただいておりますので、重点としました。

委員：よく分かりました。重点課題については、今後議論を深めていくのですね。

会長：そうです。

委員：精神障害の場合は親亡き後の問題が大きいです。親が高齢化している中で、町の中

でどうやって暮らしていくか。アパートがあってヘルパーがいれば生活していける人、ケアホームでないと無理な人などいろいろな人がいるので、具体的なイメージが見えるようになっていないといけなと思います。

会長：そうですね。住まいの場でもあり、生活支援の場でもあるグループホームはいろいろなところに関係しそうですね。在宅サービス、住環境にも入りそうです。現在はどうなっていますか。

事務局：前回の計画では、「地域での住まいの確保」では、障害のある方の公営住宅への優先入居、グループホームの充実が書かれています。対象者一人ひとりのニーズにあった体系にはなっていないので、足りないものがあれば議論していただければと思います。ケアホームも必要であり、地域移行を進めるためには相談支援、ホームヘルプなども必要であると思います。それぞれが分かれて載っています。必要な施策があれば、追加することを議論いただければと思います。

会長：自立支援協議会は柱に入らないのですか。

事務局：自立支援協議会については体系をつくるときに考えていませんでした。それぞれの分野に「自立支援協議会を活用する」ということを入れるか、どこかの分野に入れるかご意見をいただければと思います。

会長：入れるとすれば「3（1）支えあいのネットワークの推進」が最もなじむと思います。国の障害福祉計画の基本方針は、第2期はいつごろになりますか。第1期は遅れたと思います。平成19年12月に内閣府が障害者基本計画の後期重点目標を出しています。それらの活用のタイミングはどうなりますか。

事務局：調査して反映させたいと思います。

会長：内閣府のホームページを参考にするとよいと思います。

事務局：調べて皆様にお送りします。市町村への割り当ての通知はないと思います。

委員：都営地下鉄、私鉄、JRなどの目標だったと思います。

会長：市レベルの話ではないですね。

委員：「2（3）学習機会の拡大」のところで、なぜスポーツのことだけが触れられているのですか。

事務局：右に「就学相談の充実」、「生涯学習の場と機会の充実」があります。軽スポーツ大会などは障害者分野だけでできる施策なので左で触れています。

委員：軽スポーツ大会は一年に一度しかないので、常に日ごろから出来ることが必要と思います。障害児も運動不足で肥満が多いという傾向があります。

委員：これだけではパブリックコメントを求めても書けないと思うので、具体的な内容を次回検討したいと思います。委員の皆様も現行の計画と比べて追加すべき項目を検討してください。そのために必要な資料はお送りします。

委員：退院促進支援事業を国がやっています。退院してきたら家族が見守らなければいけないのか、見守りも含めてどうやって地域が見ていくのか、きちっと織り込んでいただきたいと思います。

委員：国は家族には依存しないという方針だったと思いましたが。

委員：東京都の説明では、家族が見守りをやってほしいということでした。100人規模で

退院してきたときに支えていくのは難しいと思います。

委員：重点施策にもなっていますが、人材育成が重要です。自立支援法ができてから人がどんどん辞めています。市は、事業所の現実をよく見て人材育成をして欲しいと思います。

## (6) 平成20年度スケジュールについて

会長：昨年から、全体会だけでなく、障害別、分野別の分科会をやってはどうかという意見がありましたがいかがでしょうか。協議会を3時間くらいにして、途中1時間くらいを分科会に当ててもよいと思います。あるいは別に会場を借りてというやり方もあると思います。事務局から今後のスケジュールについて説明してください。

(事務局から、資料5について説明)

会長：委員から資料をご提出いただいています。ご説明をお願いいたします。

委員：私が提出した分科会の案は身体、知的、精神、児童、難病の5つのワーキンググループ+合同部会というイメージですがどうでしょうか。

会長：外部の方にも入っていただくというイメージですか。

委員：できるだけ多くの人の意見を入れたいと思います。

会長：パブリックコメントに向けては、時間もあまりないので、施策分野ごとに分科会を開催した方がよいのではないのでしょうか。後に細かい議論をする場合に、障害種別の分科会も必要になるかもしれません。次回の6～7月の協議会では、1時間くらい分科会ごとに集まって話し合えればと思います。資料4の具体化したものを事務局から出していただきたいと思います。

委員：個人的には計画の最低要件として目玉が欲しいと思います。「府中モデル」となるものです。資料4の重点項目はこれでよいと思います。障害種別を越えた部分を捉えていく必要があるので、分野別のワーキングのほうがよいと思います。目標ごとに分かれて、とくに重点課題について話し合うのがよいのではないのでしょうか。その中で、必要な場合は、内部の人でも、外部の人でも、個々の障害の方の話をヒアリングしていけばよいと思います。

会長：グループのわけ方、メンバーの範囲についてはいろいろとご意見があると思います。

委員：10人くらいのグループでないといろいろと話が出てこないと思います。日を改めてやったほうがよいのではないのでしょうか。

委員：分野別に分科会を開催するのであれば、すべてに参加したいと思います。

会長：あらかじめ日にちを決めておけば、複数の分科会に参加することも可能だと思います。

委員：基本的には一人の委員がどこかに所属してそこから案を出してもらえばよいと思います。その案について、全大会で意見を出せばよいと思います。大人数だと発言しない方もいるので少人数でどうでしょうか。

会長：分科会に丸投げするわけではないので、全体会で責任を持って決めるとし、分科会

では、きめ細かい議論をする場として位置づけてはどうでしょうか。

委員：パブリックコメントを8月に求めることを考えると、目標ごとに4分野に分かれた分科会がよいと思います。障害種別も必要とは思いますが、重点施策の検証をするためには分野別の分科会がよいと思います。

委員：それでは、全体会の日に行うのではなく、全ての分科会に出られるように開催日をずらしていただきたいと思います。

委員：時間もないので分野別に議論を進めたほうがよいと思います。

会長：委員の提案も何らかの方法で生かしていきたいと思います。今回は3時間開催とし、そのうち1時間を分科会とします。

#### (7) 次回日程について

会長：次回の日程について事務局よりお知らせください。

事務局：次回の協議会でございますが、7月16日(水)の15時から18時を予定しています。

会長：本日はこれにて閉会いたします。

以上